

資 料

- <資料1>消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧
- <資料2>消費者教育の体系イメージマップ
- <資料3>岡山県消費生活条例
- <資料4>消費者教育の推進に関する法律
- <資料5>年表 主な消費者問題と国、県の動き

<資料1>消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧（令和7年12月時点）

基本目標 I 消費者被害の防止・救済

【重点目標1】消費生活相談体制の充実

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 県消費生活センターの充実	1	消費生活相談の実施	県消費生活センターにおいて、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行います。	県民生活部消費生活センター	
	2	法律特別相談（弁護士相談）の実施	県消費生活センターで受けた消費生活相談のうち、専門的な法律知識が必要なケース等について、法律相談日を設けて弁護士による相談を行います。	県民生活部消費生活センター	
	3	相談事例研究会の開催	弁護士などの法律専門家を交えた相談事例研究会を定期的に開催し、事例の分析等を通じて、より良い解決方法などについて研究を行います。	県民生活部消費生活センター	
	4	全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の活用	県及び市町村の消費生活センターで受け付けた相談情報を、国民生活センターのデータベース「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）」に登録し、蓄積して、円滑な相談処理のために活用します。また、蓄積された情報の分析等を行った上で、消費者への注意喚起や啓発等に活かします。	県民生活部消費生活センター	
	5	消費者啓発セミナー（出前講座）の実施	県内各地の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、幅広い層（高齢者、障害者、支援者、生徒・学生・若者、教職員・保護者、事業者、各種団体）に対して、その対象に応じた消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 15,19,42, 47,56,61, 65,68,70, 73
	6	消費生活講座の開催	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 45
	7	くらしの一日教室の開催	団体・グループを対象に、県消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 46
	8	アウトリーチの実施	啓発講座等への参加が難しい高齢者等を対象に、消費者啓発団体等による戸別訪問を実施し、情報提供や注意喚起を行います。	県民生活部消費生活センター	再掲 16,55
	9	生活情報サロンでの情報提供	県消費生活センターの生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供・貸出等を行います。	県民生活部消費生活センター	再掲 94
2 市町村の相談体制充実への支援	10	市町村での消費生活相談体制の充実促進	市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけるとともに、新たに消費生活センターを設置する市町村等からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れるなど必要なサポートを行います。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	
	11	市町村消費者行政担当者会議の開催	住民に身近な市町村に、消費者被害防止等の第一線としての役割を果たしてもらえよう、市町村の担当職員等を集めた担当者会議を開催し、緊密な連携のための情報の共有等を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	
	12	市町村の消費生活相談員等への研修等の実施	県消費生活センターにおいて、市町村の消費生活相談員及び担当行政職員を対象とした各種研修等（初任者研修、レベルアップ研修、事例研究会等）を実施します。	県民生活部消費生活センター	
	13	消費生活相談巡回指導	市町村における相談体制の充実・強化のために、専門性を備えた相談員等が巡回して、市町村の消費生活相談窓口の相談員及び担当職員等に対して、実地に相談業務に関する助言・指導等を行います。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	

【重点目標2】配慮を要する消費者の被害防止

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 高齢者等の消費者被害を防止するための地域の見守りネットワーク構築の促進	14	地域の見守りネットワークづくりへの支援	地域の高齢者や障害のある人などの配慮を要する消費者の消費者被害を防止するため、市町村の消費者行政部門のみならず、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との意見交換などを通じて、重層的な取組を支援します。 また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部くらし安全安心課	再掲 18
	15	消費者啓発セミナー（高齢者、支援者向け出前講座）の実施（再掲）	民生委員や訪問介護員などの福祉関係者や消費者団体関係者等の会合等に、要請に応じて県消費生活センターからの講師を派遣し、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,19,42, 47,56,61, 65,68,70, 73
	16	アウトリーチの実施（再掲）	民生委員とともに消費者啓発団体等による高齢者宅の個別訪問を実施し、情報提供や注意喚起を行います。	県民生活部消費生活センター	再掲 8,55
2 障害のある人の支援ネットワーク構築の促進	17	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。 知的障害のある人に配慮して開発した教材（「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな？（社会生活授業バック）」）を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 54
	18	地域の見守りネットワークづくりへの支援（再掲）	地域の高齢者や障害のある人などの配慮を要する消費者の消費者被害を防止するため、市町村の消費者行政部門のみならず、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との意見交換などを通じて、重層的な取組を支援します。 また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部くらし安全安心課	再掲 14
	19	消費者啓発セミナー（障害者、支援者向け出前講座）の実施（再掲）	民生委員や訪問介護員などの福祉関係者や消費者団体関係者等の会合等に、要請に応じて県消費生活センターからの講師を派遣し、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,42, 47,56,61, 65,68,70, 73
3 若年者の消費者被害防止	20	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	子ども・福祉部子ども家庭課	再掲 51
	21	青少年健全育成に向けた講師の派遣	スマートフォン・インターネットの適切な利用など、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する講師を各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に派遣します。	子ども・福祉部子ども家庭課	再掲 58,87
	22	非行防止教室	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課	再掲 59,88
	23	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進	「スマホ・ネットのメリットとデメリット」「スマホ・ネット利用をセルフモニタリングしてみよう!!」「今こそ、見直そう！わが家のスマホ・ネットルール」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課	再掲 60,90
4 外国人の消費者トラブルの解決支援	24	在住外国人に対する多言語による生活相談、情報提供	岡山県外国人相談センターにおいて、在住外国人に対し、多言語による生活相談、情報提供を実施するとともに、専門的な相談については、関係機関や専門機関への取次ぎ等を実施しています。	県民生活部国際課	
	25	多言語サポートセンターの設置	県内観光施設や宿泊施設等を対象に、多言語サポートセンターを設置し、翻訳サービスを実施することにより、外国人旅行者との円滑なコミュニケーションを支援します。	産業労働部観光課	

資料 1 消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
4 外国人の消費者トラブルの解決支援	26	外国人の消費者力アップ事業	県内在住の外国人向けに、注意すべき消費者トラブルや困ったときの相談方法等についての多言語資料を作成し、情報発信を行うことで、外国人が安心して生活することができる環境の整備を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	
	27	外国人への情報提供	県内在住の外国人に対し、国民生活センター等が作成した多言語によるパンフレットを生活情報サロンに設置し、情報提供や注意喚起を行っています。	県民生活部消費生活センター	
5 消費者の権利擁護	28	地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実	高齢者の総合相談や権利擁護等の役割を担う市町村の地域包括支援センターにおいて、消費生活センター等との連携強化等も含めて、一層の機能の充実に努めるよう支援します。	子ども・福祉部長寿社会課	
	29	市民後見人養成事業	認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため市民後見人の候補者を養成する研修を実施します。	子ども・福祉部長寿社会課	

【重点目標3】消費者被害からの救済

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 様々な被害からの救済	30	県・市町村等における消費生活相談への対応	県消費生活センターや各市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口において、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行っています。	県民生活部消費生活センター	
	31	多重債務者対策の推進	多重債務者対策協議会を設置し、多重債務相談など、関係機関・団体が連携して多重債務者対策（ヤミ金融対策を含む。）を推進しています。	県民生活部くらし安全安心課	
	32	貸金業利用者相談の実施	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業者の登録の有無の確認や登録業者の違法な取立て行為、多重債務などの相談を受け付けます。	産業労働部経営支援課	
	33	住宅リフォーム相談窓口の設置	市町村の住宅リフォーム相談窓口と、岡山県住宅リフォーム推進協議会が連携し、適切なリフォームの実施に向け、消費者への情報提供を行います。	土木部住宅課	
	34	岡山県消費生活懇談会苦情処理部会の運営	消費者からの苦情申出のうち解決が困難なものについては、「岡山県消費生活懇談会苦情処理部会」において、あっせん・調停に付すことにより解決を目指します。	県民生活部くらし安全安心課	
	35	訴訟の援助制度の活用	消費者が、苦情処理部会のあっせん又は調停によって解決されなかった等の要件を満たした消費者苦情に係る訴訟が起きたとき、訴訟に関する費用の貸付け、必要な資料の提供その他の援助を行います。	県民生活部くらし安全安心課	

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

【重点目標1】ライフステージに応じた消費者教育の実施

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 学校教育等での消費者教育の推進	36	消費者教育コーディネーターの配置	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	再掲 69,72
	37	就学前段階での消費者教育	お店屋さんごっこや買い物ごっこなどの遊び等による買い物や生活経験等を通して、お金や物の価値、社会のルールやマナーの基礎を学習します。	教育庁義務教育課	
	38	小学校段階での消費者教育	3・4学年の社会科で、地域の生産や販売に携わっている人々の動きを、5・6学年の家庭科で、身近な消費生活と環境について学習します。	教育庁義務教育課	
	39	中学校段階での消費者教育	社会科（公民分野）では、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや消費者の保護について、技術・家庭科（家庭分野）では、消費者の基本的な権利と責任について等を学習します。	教育庁義務教育課	
	40	高等学校段階での消費者教育	公民科（公共、政治・経済）において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。	教育庁高校教育課	再掲 63
	41	消費者教育における外部講師の活用	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課・義務教育課	再掲 64
	42	消費者啓発セミナー（学生・若者向け出前講座）の実施（再掲）	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者があやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,19, 47,56,61, 65,68,70, 73
	43	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材（7種）について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	再掲 66,86, 92
44	消費者教育連絡協議会の設置	消費者教育に関係する庁内課室等で構成する協議会を設置して、県における消費者教育に関する協議等を行い、効果的な教育の推進を図ります。	県民生活部くらし安全安心課		
2 地域社会での消費者教育の推進	45	消費生活講座（再掲）	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 6
	46	くらしの一日教室（再掲）	団体・グループを対象に、県消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 7
	47	消費者啓発セミナー（高齢者、障害者、支援者、各種団体向け出前講座）の実施（再掲）	地域の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,19, 42,56,61, 65,68,70, 73
	48	J-FLEC 講師の派遣	経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど、金融リテラシーを向上させることが必要です。地域で開催される学習会や講演会、職域における研修会等で、J-FLEC 講師派遣制度（無料）の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施します。	金融広報委員会	再掲 57,62, 82
	49	消費者月間を中心とした消費者被害防止啓発事業	悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、消費者団体等と連携し、啓発活動を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
50	高齢者等の犯罪被害防止啓発事業	犯罪に対して弱い立場にある高齢者等に対して、特殊詐欺を始めとした各種犯罪の被害を防止するため、犯罪情勢に応じた効果的な広報啓発を行います。	県民生活部くらし安全安心課		

資料 1 消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
2 地域社会での消費者教育の推進	51	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進（再掲）	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	子ども・福祉部子ども家庭課	再掲 20
	52	特殊詐欺被害防止対策の推進	関係機関等と連携した広報啓発や特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進します。	警察本部生活安全企画課	
	53	悪質商法被害防止対策の推進	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部生活安全捜査課	再掲 100
	54	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業（再掲）	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。 知的障害のある人に配慮して開発した教材（「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな？（社会生活授業パック）」）を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 17
	55	アウトリーチの実施（再掲）	啓発講座等への参加が難しい高齢者等を対象に、消費者啓発団体等による戸別訪問を実施し、情報提供や注意喚起を行います。	県民生活部消費生活センター	再掲 8,16
3 家庭での消費者教育の推進	56	消費者啓発セミナー（保護者向け出前講座）の実施（再掲）	学校の保護者会やPTA研修などに、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、ネットトラブルなど子どもの生活において、注意が必要なことと対処法などについての啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,19, 42,47,61, 65,68,70, 73
	57	J-FLEC 講師の派遣（再掲）	経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど、金融リテラシーを向上させることが必要です。地域で開催される学習会や講演会、職域における研修会等で、J-FLEC 講師派遣制度（無料）の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施します。	金融広報委員会	再掲 48,62, 82
	58	青少年健全育成に向けた講師の派遣（再掲）	スマートフォン・インターネットの適切な利用など、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する講師を各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に派遣します。	子ども・福祉部子ども家庭課	再掲 21,87
	59	非行防止教室（再掲）	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課	再掲 22,88
	60	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進（再掲）	「スマホ・ネットのメリットとデメリット」「スマホ・ネット利用をセルフモニタリングしてみよう!!」「今こそ、見直そう！わが家のスマホ・ネットルール」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課	再掲 23,90
4 職域での消費者教育の推進	61	消費者啓発セミナー（事業者、各種団体向け出前講座）の実施（再掲）	企業等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、新入社員等を対象に、若年者が注意すべき消費者トラブルなどの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,19, 42,47,56, 65,68,70, 73
	62	J-FLEC 講師の派遣（再掲）	経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど、金融リテラシーを向上させることが必要です。地域で開催される学習会や講演会、職域における研修会等で、J-FLEC 講師派遣制度（無料）の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施します。	金融広報委員会	再掲 48,57, 82

【重点目標2】若年者への消費者教育の推進

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 若年者への消費者教育・啓発の推進	63	高等学校段階での消費者教育（再掲）	公民科（公共、政治・経済）において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。	教育庁高校教育課	再掲 40
	64	消費者教育における外部講師の活用（再掲）	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課・義務教育課	再掲 41
	65	消費者啓発セミナー（学生・若者向け出前講座）の実施（再掲）	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者があいやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,19, 42,47,56, 61,68,70, 73
	66	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進（再掲）	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材（7種）について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	再掲 43,86, 92

【重点目標3】消費者教育を担う人材の育成

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上	67	県消費生活センターと連携した教員の研修機会の確保・充実	県消費生活センターが主催する教員向け消費者教育研修会への参加促進や、県総合教育センターの研修講座等を県消費生活センターと連携して実施することなどにより、教員の消費者教育に関する研修機会の確保・充実を図ります。	教育庁義務教育課・高校教育課・総合教育センター 県民生活部消費生活センター	
	68	消費者啓発セミナー（教職員向け出前講座）の開催（再掲）	学校等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、児童・生徒が注意が必要な消費者トラブルと対処法や、消費者教育に役立つ内容で講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,19, 42,47,56, 61,65,70, 73
	69	消費者教育コーディネーターの配置（再掲）	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	再掲 36,72
2 大学等における教職員の指導力の向上	70	消費者啓発セミナー（教職員向け出前講座）の開催（再掲）	大学等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、学生が注意が必要な消費者トラブルと対処法など、支援に役立つ内容の講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,19, 42,47,56, 61,65,68, 73
3 地域の担い手の育成	71	消費者啓発セミナーボランティア講師の派遣・育成	県消費生活センターがボランティア講師として養成した個人・団体を、県内各地で行われる消費者啓発セミナーの講師として派遣して、消費者被害防止の講座を実施するとともに、ボランティア講師のレベルアップ等のための研修等を実施します。	県民生活部消費生活センター	
	72	消費者教育コーディネーターの配置（再掲）	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	再掲 36,69
	73	消費者啓発セミナー（支援者、各種団体向け出前講座）の実施（再掲）	民生委員や訪問介護員などの福祉関係者や消費者団体関係者等の会合等に、要請に応じて県消費生活センターからの講師を派遣し、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部消費生活センター	再掲 5,15,19, 42,47,56, 61,65,68, 70

【重点目標4】他の関連する教育との連携

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 環境教育との連携	74	環境学習の推進（環境学習出前講座）	県民や事業者、NPO等との連携・協働の下、体験型の環境学習の機会の充実を図るなど、より実践的かつ総合的・効果的な環境学習を推進します。 環境の保全に対する意識を高め、自ら考え行動できる人の育成を目指し、県と公益財団法人岡山県環境保全事業団では、環境団体との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施しています。	環境文化部脱炭素社会推進課	
	75	子どもの環境に対する意識の醸成（こどもエコクラブ・環境学習エコツアー）	次代を担う子どもたちの環境に対する意識の醸成を図るため、こどもエコクラブ（幼児から高校生までが大人のサポーターとともに環境保全について主体的に学び、活動するクラブ）の活動支援や、環境学習エコツアー（環境問題を身近な問題ととらえるには、現場に接することが重要であることから、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・再生可能エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアー）の実施などにより、環境学習を推進します。	環境文化部脱炭素社会推進課	
2 食育との連携	76	健康づくり普及事業	「食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施します。	保健医療部健康推進課	
	77	食育ネクストステージプロジェクト	県の食育に関する課題となっている減塩や野菜摂取量の増加に向けて、関係者との連携をさらに強化し、計画の目標達成につながるための食育活動を展開します。	保健医療部健康推進課	
	78	地産地消の推進	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大をめざします。	農林水産部農村振興課	
	79	学校給食指導者等研修講座	学校給食と食育（食に関する指導）の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食と食育（食に関する指導）の充実を目的に講習会を実施します。（隔年開催）	教育庁保健体育課	
3 金融経済教育との連携	80	金融経済教育公開授業	金融経済教育の重要性やその進め方等について、講演、金融経済教育研究校による研究報告及び県教育委員会を含む参加者による意見交換等を通じて、理解を深めることにより、教育現場における金融経済教育の取組を支援します。	金融広報委員会	
	81	金融経済教育研究校	生徒・児童の発達段階に応じた金融経済教育の研究・実践を図るため、岡山県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、県内の小・中・高等学校等の中から「金融経済教育研究校」を指定し、その取組をサポートします。	金融広報委員会	
	82	J-FLEC 講師の派遣（再掲）	経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど、金融リテラシーを向上させることが必要です。地域で開催される学習会や講演会、職域における研修会等で、J-FLEC 講師派遣制度（無料）の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施します。	金融広報委員会	再掲 48,57, 62
	83	くらしとおかね講演会（金融経済講演会）（一般向け）	金融・経済に関する幅広いテーマでの講演会の開催により、県民が身近に金融・経済についての知識を得ることができる機会を提供します。	金融広報委員会	
	84	知るぽると塾（一般向け）	生活に密着した県民の関心が高い金融分野のテーマにより、連続講座を開催して、暮らしに役立つ生活情報を提供します。	金融広報委員会	
4 情報教育との連携	85	学校教育における情報教育	小学校では各教科等で横断的に、中学校では技術・家庭科を中心に、高等学校では、情報科を中心に、情報モラルや情報セキュリティ等に関する内容を含め、「情報活用能力」の育成を目指して実施しています。	教育庁義務教育課・高校教育課	
	86	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進（再掲）	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「情報モラル」や「情報発信者の責任」等をテーマにした教材（写真やSNSにアップしていいですか？」「その書込み大丈夫？」）の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部消費生活センター 教育庁義務教育課・高校教育課	再掲 43,66, 92
	87	青少年健全育成に向けた講師の派遣（再掲）	スマートフォン・インターネットの適切な利用など、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する講師を各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に派遣します。	子ども・福祉部子ども家庭課	再掲 21,58
	88	非行防止教室（再掲）	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課	再掲 22,59

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
4 情報教育との連携	89	情報モラル指導の推進	情報モラル指導の推進を図るため、県総合教育センターで研修講座を実施し、スマホ・ネット問題への対応など、情報モラル指導の取組を推進します。	教育庁総合教育センター	
	90	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進（再掲）	「スマホ・ネットのメリットとデメリット」「スマホ・ネット利用をセルフモニタリングしてみよう!!」「今こそ、見直そう!わが家のスマホ・ネットルール」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課	再掲 23,60
	91	OKAYAMA ゆめスマサミット	子どもたち自身がスマートフォンやインターネットの使い方について考え、主体的な活動によるルールづくりなどの取組を進めるために、平成26年度から毎年度、「OKAYAMA スマホサミット」を開催しています。また、令和7年度より開催方法等を見直し、「OKAYAMA ゆめスマサミット」を開催しています。	教育庁人権教育・生徒指導課	
5 その他の関連する教育との連携	92	(法教育との連携) 「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進（再掲）	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「契約」等をテーマにした教材（「契約」「どこまで売買は認められるの?」）の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部消費生活センター 教育庁義務教育課	再掲 43,66, 86
	93	(国際理解教育との連携) 国際理解教育と連携した消費者教育	小学校では、小学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養います。 中学校では、中学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがより良い社会を築いていくために解決すべき課題を探究するなどの学習を行います。	教育庁義務教育課	

【重点目標5】消費生活に関する啓発・情報提供

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 消費生活に関する啓発・情報提供の充実	94	生活情報サロンでの情報提供（再掲）	県消費生活センター内の生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供や貸出等を行います。	県民生活部消費生活センター	再掲 9
	95	消費生活情報誌の発行	県消費生活センターが発行する情報誌「センターからのお便り」により、最新の消費者トラブル事例や注意喚起、消費者教育に関する教材等の情報などの提供を行います。（年4回発行）	県民生活部消費生活センター	
	96	消費者啓発用資料等の作成・配布	県消費生活センター等での消費生活相談の状況等を踏まえ、消費者被害防止等に役立つ啓発用パンフレット等を作成・配布します。 ・知っておきたい契約・取引の基礎知識 ・消費者トラブル対処法 ・笑顔でくらす虎の巻 被害にあわない対応策教えます ・高齢者のための「元気に笑顔でくらす～虎の巻～」 ・医療サービスうける前に確認しよう ～私たちは医療消費者～ 他	県民生活部消費生活センター	
	97	新聞等による情報提供	新聞の定期掲載枠等を活用して、消費者被害防止等に役立つ情報を提供します。	県民生活部消費生活センター	
	98	ホームページ等による情報提供	県消費生活センターや各部門のホームページ等により、安全・安心な消費生活に必要な情報や消費者教育の推進に役立つ情報などを幅広く提供します。	県民生活部消費生活センター 他	
	99	ソーシャルメディアによる情報提供	県消費生活センターが、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）により、消費者の安全安心の確保のための注意喚起や消費者施策に関する様々な情報をタイムリーに情報提供します。	県民生活部消費生活センター	
	100	悪質商法被害防止対策の推進（再掲）	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部生活安全捜査課	再掲 53
	101	インターネット上のトラブル対処法	インターネット上のトラブル対処法を分かりやすく広報するため、実際の相談事例を踏まえた広報資料の発行、ウイルス感染やサポート詐欺を疑似体験できるサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーをあらゆる団体を対象として実施します。	警察本部サイバー犯罪対策課	
	102	消費者教育ポータルサイトの活用	「消費者教育の体系イメージマップ」（消費者庁）の枠組みに基づき整理された消費者庁のWEBサイト「消費者教育ポータルサイト」に教材等を登録すると共に、活用に向けた啓発を行い、消費者教育の担い手等における情報の共有を促進します。	県民生活部くらし安全安心課	

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

【重点目標1】公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発	103	講座・イベント等を通じた意識醸成	県内各地で実施する講座・イベント等の機会を通じて、「人や社会、環境に配慮した消費行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	
	104	啓発リーフレット等を活用した意識醸成	「消費者市民社会」について紹介したリーフレット等を作成・活用して、「人や社会、環境に配慮した消費行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部消費生活センター	
2 「もったいない」運動の推進	105	「おかやま・もったいない運動」の推進	「もったいない」をキーワードとして、「ごみを減らす（リデュース）」「再使用する（リユース）」「再生利用する（リサイクル）」という取組である「3R」について、県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。	環境文化部循環型社会推進課	
	106	「エコ製品」の認定と利用促進	「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、これらの利用促進を図ります。	環境文化部循環型社会推進課	
3 地球温暖化防止対策の推進	107	エコドライブの推進	やさしい発進を心掛けたり、不要なアイドリングをしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。	環境文化部環境企画課	
	108	電気自動車等（EV・PHEV・FCV）の普及促進	EVシフトを踏まえて、走行中のCO2や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）について、蓄電池としての機能にも着目しながら、普及促進に取り組みます。	環境文化部脱炭素社会推進課	
	109	公共交通の利用促進	生活交通の維持・確保に加え、環境負荷の小さい交通手段への転換を図る観点から、「公共交通利用の日」（毎月最終金曜日）や、公共交通等を利用した通勤を呼びかける「スマート通勤おかやま」など、公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動に取り組みます。	県民生活部交通政策課	
	110	アースキーパーメンバースHIP事業の推進	自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業所をアースキーパーメンバースHIP会員として募集・登録し、会員の活動を支援します。	環境文化部脱炭素社会推進課	
	111	デコ活の推進	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」について広報・啓発し、行動変容を促します。	環境文化部脱炭素社会推進課	
4 食品ロス削減の推進	112	食品ロス削減月間キャンペーン事業	食品ロス削減月間の10月を中心にキャンペーンを実施し、県民の食品ロスに対する理解と実践的な取組を促進します。	環境文化部循環型社会推進課	
	113	「30・10運動」の全県的な展開	会食時の食べ残しを減らす「30・10運動」（最初の30分、最後の10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動）を、季節ごとのキャンペーン等を通じて全県的に展開します。	環境文化部循環型社会推進課	
	114	食品ロス削減の輪を広げよう！学校連携事業	食品ロスの問題をテーマに、大学生が小学生に対して探究学習等の支援を行い、問題解決に向けた取組を実践する大学等に対して必要な経費を助成することにより、若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図ります。	環境文化部循環型社会推進課	
	115	啓発リーフレット等を活用した意識醸成	家庭で取り組める食品ロス削減の方策（ポイントとなる「買すぎず」「使いきる」「食べきる」の3つの切り口による具体的なアクション）を提示する小冊子等を作成・活用するほか、県ホームページやSNS等、各種媒体を通じて、県民の取組を促進します。	環境文化部循環型社会推進課	
5 カスタマーハラスメント対策	116	各種媒体等を通じた意識啓発	県ホームページやSNS等、各種媒体を通じて、消費者の権利と責任の正しい理解や消費者としての行動について認識を促す教育・啓発を行います。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	
	117	講座等を通じた意識啓発	県内各地で実施する講座等の機会を通じて、消費者の権利と責任の正しい理解や消費者としての行動について認識を促す教育・啓発を行います。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	

【重点目標2】消費者の組織活動の促進

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 消費者団体の活動の促進	118	消費者団体の活動支援	地域における消費者運動を促進するため、消費生活関連事業の調査研究や啓発事業等を通じて、消費者団体の育成と活動の支援を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
	119	適格消費者団体の活動支援	関係機関との情報交換やネットワーク形成活動、専門家等との連携による相談事業等への参加を促すとともに、「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書」に基づく情報提供等を行うなど、消費者団体訴訟制度の担い手としての活動を支援します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	
	120	生活協同組合の育成・指導	消費生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づく検査等を通じて組合の育成・指導を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
	121	消費者啓発グループ等の育成・支援	消費者啓発セミナーボランティア講師等として活動する消費者啓発グループ等を育成・支援するため、講座等を開催します。	県民生活部消費生活センター	
	122	特定非営利活動法人等の運営力強化のための支援	消費者問題等に取り組む特定非営利活動法人等に対して、必要な情報提供など、活動を支援します。	県民生活部県民生活課	
2 消費者団体の交流・連携の促進	123	講座等を活用した消費者団体等の交流・連携の促進	消費生活センターで実施する講座や研修会を活用し、地域で活動する消費者啓発グループや消費者運動を担う消費者団体等の交流・連携を促します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	

【重点施策3】消費者の意見の反映

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 消費者と行政との連携	124	岡山県消費生活懇談会の運営	県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者、学識経験者、生産・流通関係者、教育関係者の委員で組織する消費生活懇談会において、消費生活行政に関する重要事項について調査審議を行います。 なお、当懇談会は、消費者教育推進地域協議会を兼ねています。	県民生活部くらし安全安心課	
	125	知事への申出制度の運用	消費生活条例に違反する事業者の事業活動により、相当多数の消費者の利益が侵害されているなどとして知事に申出があった場合、必要な調査を行った上で、その申出の内容が事実である場合は、必要な措置をとります。	県民生活部くらし安全安心課	

基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

【重点目標1】規格・表示等の適正化

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 規格・表示・計量等の適正化	126	家庭用品の規格及び品質表示に関する指導監視	「家庭用品品質表示法」に基づき、一般消費者が日常使用する家庭用品の表示事項の有無について、立入検査など指導監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
	127	不当景品類・不当表示等に関する指導監視	景品表示法に基づき、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示等の不当な顧客誘引行為について指導監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
	128	商品量目に関する検査指導	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。	産業労働部工業技術センター	
	129	食品表示法の周知及び相談対応	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応します。	県民生活部くらし安全安心課 保健医療部健康推進課 生活衛生課 農林水産部農産課・畜産課・林政課・水産課	再掲 166

【重点目標2】取引における公正・公平の確保

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 適正な事業活動の促進	130	特定商取引法等に基づく事業者に対する指導監視	取引の公正と消費者の利益保護を図るため、特定商取引法等に基づき、不適正な取引行為等を行う事業者の指導監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
	131	医療機関の人員・設備等に関する指導監視	適正な医療を確保するため、医療法に基づき、県内の病院、診療所に対して、医療従事者の確保、施設の構造設備等について、立入検査等により指導を行います。	保健医療部医療推進課	
	132	介護保険法に基づく指導監督	適正な介護サービス等を確保するため、介護保険法に基づき、事業者に対する指導監督を行います。	子ども・福祉部指導監査課	
	133	貸金業者に対する指導監督	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者等の指導監督を行います。	産業労働部経営支援課	
	134	旅行業法に基づく事業者に対する指導監督	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業法に基づき、旅行業者等の指導監督を行います。	産業労働部観光課	
	135	建設業者に対する指導監督	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対する指導監督を行います。	土木部監理課	
	136	建設工事紛争審査会による紛争の処理	建設工事の請負契約に係る紛争の解決を図るため、建設業法に基づき、岡山県建設工事紛争審査会に関する事務を処理します。	土木部監理課	
	137	宅地建物取引業法に基づく指導監督	宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者利益の保護と宅地建物取引の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導監督を行います。	土木部建築指導課	
2 悪質な事業者の取締り	138	特定商取引法等に基づく悪質事業者の処分・公表	特定商取引法等に違反する取引行為等を行った事業者に対して、指示・業務停止等の処分を行うとともにその旨の公表を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
	139	悪質商法事犯の取締り等	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを行うことにより、消費者の被害拡大防止に努めます。	警察本部生活安全捜査課	

【重点目標3】 公正な価格の形成

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 価格・需要動向の監視	140	生活必需品の価格の監視	不適正な価格形成により、消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて価格調査等を行うなど、生活必需品の価格監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
2 物価情報の提供	141	消費者物価指数の提供	総務省統計局が公表している「消費者物価指数」に基づき、毎月、ホームページ等により「岡山市消費者物価指数」を情報提供します。	総合政策局統計分析課	

【重点目標4】 生活必需品の安定供給

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 生鮮食品の安定供給	142	肉豚価格安定事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、養豚農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	
	143	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、肉用牛肥育農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	
	144	鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格の変動により生じる鶏卵生産者の損失を補填することにより、鶏卵の生産及び価格の安定を図り、消費者への鶏卵の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	
	145	野菜価格安定制度	「野菜生産出荷安定法」に基づき、主要な野菜の価格低落があった場合に一定割合の補給金を交付し、農家経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への野菜の安定供給を図ります。	農林水産部農産課	
2 緊急時における生活物資等の確保	146	生活必需品の確保	岡山流通情報懇話会、コンビニエンスストア等と締結している「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の確保を図ります。	産業労働部産業企画課	
	147	救急医薬品等の確保	「災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定」及び「災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定」を締結し、災害発生時における救急医薬品、衛生材料等の確保を図ります。 また、「新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザウイルス薬の供給等に関する協定」を締結し、パンデミック時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図ります。	保健医療部医薬安全課	
	148	L P ガスの確保	岡山県L P ガス協会と締結している「L P ガスの調達に関する協定」に基づき、災害発生時における緊急用L P ガスの確保を図ります。	知事直轄消防保安課	

基本目標 V 安全・安心な商品・サービスの確保

【重点目標 1】生産から消費に至る一貫した食の安全確保

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 生産段階での食の安全確保	149	国際水準GAPの導入推進	より高い水準のGAPを推進するため、国際水準GAPの導入産地数の拡大を図るとともに、国際水準GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行います。	農林水産部農産課	
	150	農業の安全、適正使用の指導	現場における指導的な立場にある者等を対象に「農業管理指導員」の認定研修会を実施し、農業の適正使用を徹底します。また、農業者、防除業者等に対し農業使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農業危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進め、農業の流通・使用における適正な取扱いを図ります。	農林水産部農産課	
	151	環境保全型農業の推進	化学肥料・農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農産物」をはじめ、有機JASに定められた取組水準（国際水準）以上の有機農業や化学肥料・農薬の使用量低減等、環境負荷低減を図る環境保全型農業を推進します。	農林水産部農産課	
	152	養殖衛生管理体制の整備	養殖業者に対して、必要に応じて魚類防疫講習会を開催し、養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用を指導します。また、出荷前の養殖魚の医薬品残留検査等を行います。	農林水産部水産課	
	153	貝毒発生モニタリング調査	各漁場の貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象にした貝毒検査を行います。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者に対する出荷自粛等を指導します。	農林水産部水産課	
	154	カキのノロウイルスモニタリング調査	漁場ごとに定期的にノロウイルス検査を実施するとともに、自主的に検査を行う漁協等に対して支援を行います。ノロウイルスが検出された場合は関係機関へ注意喚起を行い、生食用出荷を自粛するよう指導します。	農林水産部水産課	
	155	生産段階からと畜段階におけるBSE対策	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないように飼料製造会社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底します。	農林水産部畜産課 保健医療部生活衛生課	
	156	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努めます。また、発生時を想定した対応訓練を実施し、迅速な蔓延防止を行います。	農林水産部畜産課	
	157	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	と畜場におけるHACCPの運用状況の確認について外部検証を実施するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導します。	保健医療部生活衛生課	
	158	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	各処理場におけるHACCPの運用状況の確認について外部検証を実施するとともに、食鳥と体（と殺し羽毛を除去したもの）のサルモネラ属菌及びカンピロバクター汚染の実態を把握し、食鳥と体のサルモネラ属菌及びカンピロバクター汚染の低減対策を実施します。	保健医療部生活衛生課	
2 製造から販売段階での食の安全確保	159	全般的な食中毒対策	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行います。	保健医療部生活衛生課	
	160	リスクの高い食中毒対策	腸管出血性大腸菌など重篤な健康危害が生じる食中毒や、カンピロバクター・ノロウイルスなど発生頻度の高い食中毒の対策として、監視指導等を徹底します。牛レバー、豚肉、豚内臓の生食用としての提供を禁止し、鶏刺し、鶏生レバー等の生食用としての提供の自粛を指導します。さらに、消費者に対してもアニサキスの寄生虫の存在や予防方法について普及啓発を行います。	保健医療部生活衛生課	
	161	その他の原因による食中毒対策	食中毒予防の三原則が当てはまる細菌性食中毒については夏期を中心に食品関連事業者や消費者に対し啓発を行います。自然毒に対する食中毒については、対象者を明確にして効果的な啓発を行います。	保健医療部生活衛生課	
	162	食中毒注意報の発令	夏季における気象条件や冬季における感染症の発症状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行います。	保健医療部生活衛生課	

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
2 製造から販売段階での食の安全確保	163	試験検査の実施	県内のスーパー等に流通している食品が基準や規格に適合しているか、過去のデータ等を踏まえた計画的かつ効果的な検査を実施することにより、不良食品の発見、排除に努めます。 また、製造者に対しても、定期的に検査を実施し、基準や規格に適合した食品が製造されているか確認します。	保健医療部生活衛生課	
	164	HACCPに沿った衛生管理の運用等の支援	飲食店等の食品等事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理の実施状況に応じて助言等を行います。また、新規に営業を開始する食品等事業者には、HACCPを導入するために基礎知識を提供するとともに定着に向けた助言等を行います。	保健医療部生活衛生課	
	165	栄養教諭・学校栄養職員夏期研修会	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の資質及び技能向上を図ることを目的として実施します。	教育庁保健体育課	
	166	食品表示法の周知及び相談対応（再掲）	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応します。	県民生活部くらし安全安心課 保健医療部健康推進課・生活衛生課 農林水産部農産課・畜産課・林政課・水産課	再掲 129
	167	表示を行う事業者への監視指導	定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、誤表示や表示漏れを起こさない管理体制を整備しているかなどを確認します。また、不適正な食品表示に関する県民からの通報等に対しては、関係機関と連携し必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処します。	県民生活部くらし安全安心課 保健医療部健康推進課・生活衛生課 農林水産部農産課・畜産課・林政課・水産課	
	168	試験検査による表示の点検	県内のスーパー等に流通している食品については、販売店での目視による点検だけでなく、検査によって添加物、アレルギー、遺伝子組換え食品の表示が適正に行われているか確認します。	保健医療部生活衛生課	
	169	米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の監視指導	米トレーサビリティ法では、米穀事業者に対して、米穀等の取引などに係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けており、米穀等の適正な流通が図られるよう監視指導します。	農林水産部農産課 県民生活部くらし安全安心課	
	170	健康食品等の監視指導	健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図ります。 医薬品成分が含まれる可能性が考えられる痩身・強壯の効果を期待させる健康食品について、国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努めます。	保健医療部医薬安全課	
	171	医薬品的な効能効果を標榜した健康食品等への対応	健康食品販売店舗における医薬品的な効能効果を標榜した店頭表示や広告の監視、事業者からの個別相談や県民等からの通報対応により、不適切な表示や広告の改善を指導します。	保健医療部医薬安全課	
172	有害物質の汚染実態調査	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施します。	保健医療部生活衛生課		
3 消費段階での食の安全確保	173	食の安全相談窓口での対応	保健所等に設置している窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげます。	保健医療部生活衛生課	
	174	健康危害の申出への対応	食品等によって健康危害を受けた等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応して不安が広がらないようにします。	保健医療部生活衛生課	
	175	食品表示110番での対応	食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受付けます。	県民生活部くらし安全安心課	
	176	食品の回収等の情報の公表	自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に関係する食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。	保健医療部生活衛生課	再掲 194

資料 1 消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
3 消費段階での食の安全確保	177	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。	県民生活部くらし安全安心課 保健医療部健康推進課・生活衛生課 農林水産部農産課・畜産課・林政課・水産課	再掲 195
	178	体験を通じた普及啓発	調理中のアニサキスの観察等や手洗いチェッカーを用いた手洗い体験など、受講者に応じて体験できる教材・媒体を工夫した講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行います。	保健医療部生活衛生課	
	179	食の安全に関する知識の普及啓発	肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。	保健医療部生活衛生課	再掲 196

【重点目標2】商品（食品以外）・サービスの安全性の確保

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 家庭用品等の安全性の確保	180	消費生活用製品の販売業者に対する指導監視	「消費生活用製品安全法」に基づき、特定製品（一般消費者の生命又は身体に対して、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品）に係る技術基準適合マークの表示義務や特定保守製品（長期間の使用に伴い劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品）に係る表示義務・説明義務等に関して、販売事業者に対する立入検査等を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	
	181	電気用品の販売業者に対する指導監視	「電気用品安全法」に基づき、電気製品による災害等の発生を防止するため、電気用品販売事業者への立入検査を行い、粗悪な電気製品の販売について指導監視を行います。	知事直轄消防保安課	
	182	液化石油ガスの販売業者に対する指導監視	一般消費家庭の事故防止を図るため、販売事業者に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用を通じ、法令遵守の徹底を指導するとともに、液化石油ガス消費者保安対策を推進します。	知事直轄消防保安課	
	183	有害物質を含有する家庭用品の安全対策	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、基準の定められている家庭用品（繊維製品、家庭用化学製品等）について試買検査を実施します。	保健医療部生活衛生課	
2 医薬品等の安全性の確保	184	医薬品等の製造販売業者等に対する指導監視	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から流通、市販後に至る一連の流れの中で、これら製造販売業者等に対する重点的な指導監視を行います。	保健医療部医薬安全課	
	185	毒物劇物の製造業者等に対する指導監視	毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、これら製造業者等に対し、毒物劇物の適正保管等について指導監視を行います。	保健医療部医薬安全課	
3 サービスの安全性の確保	186	生活衛生営業施設の指導監視	関係法令に基づき、生活衛生営業施設（理容・美容・クリーニング・旅館・興行場・公衆浴場）の施設管理や衛生管理など日常管理について、指導監視を実施します。	保健医療部生活衛生課	
4 住宅の安全性の確保	187	岡山県建築物耐震診断等事業（木造住宅耐震診断事業等）による耐震化の促進	岡山県木造住宅耐震診断マニュアル等による適正な住宅の耐震診断を実施し、それに基づく改修の促進を図ります。木造住宅等の耐震診断（現況診断、補強計画）及び耐震改修への市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。	土木部建築指導課	
	188	住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保制度等の普及・啓発	新築住宅の供給に当たっては、消費者が安心して住宅を取得できるよう、住宅性能を等級や数値で表した住宅性能表示制度や住宅事業者に保険への加入又は保証金の供託を義務付けた住宅瑕疵担保制度の情報提供に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行います。	土木部住宅課	再掲 202
	189	室内空気汚染物質相談の実施	住居環境に関する知識の普及啓発、情報提供等を目的とし、「室内空気汚染物質対策実務マニュアル」に従い、アスベスト等を含む県民からの住居環境に関する相談に対して、情報提供、助言等を行います。	保健医療部生活衛生課	
	190	道路、住宅等の防犯指針の普及促進	平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	再掲 203

【重点目標 3】安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向	番号	施策（取組）名	施策（取組）の概要	担当部署	備考
1 情報の提供	191	情報発信手段の充実	ホームページの掲載内容を充実させるほか、従来から取り組んでいるラジオや広報紙等に加えて SNS も活用し、情報を発信します。	保健医療部生活衛生課	
	192	食の安全サポーターへの情報提供等	食の安全サポーター（※）登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供します。サポーターは、所属の組織内で情報を共有することで、正しい知識の習得や理解を深めます。※県民へ食に関する正しい知識や理解を深めるため、自主的に活動する企業（団体）として、登録された企業（団体）	保健医療部生活衛生課	
	193	食品等事業者が行う衛生管理の取組紹介	食品等事業者が食品の安全確保のため行っている日々の衛生管理の取組等について、SNS 等で県民に紹介します。	保健医療部生活衛生課	
	194	食品の回収等の情報の公表（再掲）	自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に関係する食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。	保健医療部生活衛生課	再掲 176
	195	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表（再掲）	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。 さらに、正しい理解が進むことで、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができます。	県民生活部くらし安全安心課 保健医療部健康推進課・生活衛生課 農林水産部農産課・畜産課・林政課・水産課	再掲 177
	196	食の安全に関する知識の普及啓発（再掲）	肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。	保健医療部生活衛生課	再掲 179
	197	ホームページ「健康おかやま 21」の充実	県の健康増進計画である「第 3 次健康おかやま 21」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図ります。	保健医療部健康推進課	
	198	おかやまからだ晴れ食サポート事業	健康・食育の情報発信や減塩、野菜摂取量の増加、適切な量と質の食事提供に取り組んでいる「おかやまからだ晴れ食サポーター（食品関連事業者）」とその取組内容を県ホームページ等で紹介しています。	保健医療部健康推進課	
	199	薬事衛生知識の普及啓発及び医薬品等の情報伝達	「薬と健康の週間」を中心に岡山県薬剤師会等と協力して薬事衛生知識の普及啓発を図るとともに、薬に関する問い合わせに対応します。	保健医療部医薬安全課	
	200	介護サービス情報公表システムでの情報公開	介護サービス情報公表システムを活用して、県民に対して介護サービス事業所等の情報提供を行っています。	子ども・福祉部指導監査課	
	201	製品事故等の情報提供	消費者安全法及び消費生活用製品安全法に基づく重大事故等の情報、リコール情報等の提供を行います。	県民生活部くらし安全安心課	
	202	住宅瑕疵担保制度の普及促進（再掲）	住宅事業者に保険への加入又は保証金の供託を義務付ける住宅瑕疵担保制度についてホームページ等を通じて普及啓発を図ります。	土木部住宅課	再掲 188
	203	住宅の防犯指針の普及促進（再掲）	平成 19 年 3 月に策定した「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	再掲 190
2 相互理解の促進	204	リスクコミュニケーション事業の実施	リスクコミュニケーターが提案する「視察型研修」等の活動に対する支援を行い、消費者と食品等事業者との相互理解を深めるための取組を進めます。	保健医療部生活衛生課	
	205	科学的な視点に立った意見交換の実施	消費者を対象とした衛生講習会において、科学的な視点に立って食の安全・安心をテーマに正確な情報を分かりやすく説明したり、食品等事業者が行う食品の安全確保の取組について紹介するとともに、意見交換を実施します。	保健医療部生活衛生課	